

新しい県立高校入学者選抜制度（案）について

1（仮称）第一次募集について

（1）出願について

- イ 中学校又はこれに準ずる学校を卒業又は卒業見込みの者は、希望する高校に出願することができる。
- ロ 出願できる高等学校は、一人1校とし、課程及び学科・コースについては一つに限る。ただし、複数の学科・コースを併置する高等学校にあっては、当該校の他の学科・コースを第2志望とすることができることとし、第2志望を認める学科・コースについては、別に公表する。
- ハ 出願に当たっては、志願理由書の提出は求めない。

（2）学力検査の実施について

- イ 受験者全員に対して、5教科の学力検査を実施する。
- ロ 実施教科は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。
- ハ 実施時間は、各教科50分とする。

（3）面接・実技・作文等の実施について

各高等学校は必要に応じて、面接、実技（体育及び美術に関する学科の場合）、作文等の中から、各高等学校の特色に応じて、一つ又は複数の検査を実施することができる。

（4）選抜について

- イ 受験生全員を（仮称）共通選抜及び（仮称）特色選抜の対象とし、2つの選抜の選抜順序、募集割合、選抜資料の配点等については、各高等学校が定め、あらかじめ公表する。

ロ 共通選抜について

(イ) 共通選抜は、学力検査の結果及び調査書に基づいて選抜する。

(ロ) 国語，社会，数学，理科及び英語の5教科の学力検査（500点満点）の結果及び調査書（195点満点）を選抜資料の基本とする。

(ハ) 体育及び美術に関する学科にあつては、実技の評価を選抜資料に加えることができる。

(ニ) 各高等学校は、調査書点と学力検査点の満点を原点とした相関図表を用いて選抜する。このとき、あらかじめ届け出た、調査書点と学力検査点の比重に基づき、その両方の満点により近い者を上位とし、上位のものから審査し、選抜する。

ハ 特色選抜について

(イ) 特色選抜は、受験生のもつ多様な資質・能力，適性，意欲等を適切に評価するため、各高等学校及び学科等の特色に応じて選抜資料の配点等を共通選抜と別に定めるなどして、各高等学校及び学科等の求める生徒像に照らして総合的に審査し、選抜する。

(ロ) 各高等学校は必要に応じて面接，実技，作文等の評価を選抜資料に加えることができる。

(ハ) 学力検査点（500点満点）は、各教科の学力検査の得点を換算率0.25～2.0倍により算出して得られた点数を合計したものとする。

(ニ) 調査書点（195点満点）は、各教科・学年の評定を換算率0.25～2.0倍により算出して得られた値を合計したものとする。ただし、不登校生徒等を積極的に受け入れる学校においては、0.25未満の換算率とすることができる。

(ホ) 審査対象は、学力検査点、調査書点及び面接・実技・作文等の得点の合計点上位の者から、特色選抜募集人数の120～200%の範囲に含まれる者とする。

(へ) 選抜は学力検査点、調査書点及び面接・実技・作文等の得点を合計した点数を基に、調査書の記載事項（評定以外の特別活動の記録などの資料）も用いて総合的な審査により行う。

(5) 共通選抜と特色選抜の募集割合について

特色選抜の募集人数は、募集定員の10～50%の範囲内で、各高等学校・学科の特色に応じて設定する。ただし、体育及び美術に関する学科並びに定時制課程にあっては募集定員の10～90%の範囲内で設定する。

(6) 合格者の発表について

共通選抜と特色選抜の区別なく、合格者を発表する。

2 連携型中高一貫教育に関する選抜について

連携型高等学校は、連携型中学校からの志願者を対象とした連携型選抜を実施する。調査書、学力検査及び面接等の結果に基づいて総合的に審査するものとする。

3 社会人特別選抜について

定時制課程の学科においては、社会人を対象とした選抜を行うことができる。学力検査について、弾力的に対応することができるものとする。

4 通信制課程に関する選抜について

上記によらず、選抜を行うことができるものとする。

5 追試験について

- (1) 第一次募集検査日当日，病気，交通事故，その他のやむを得ない事由によって受験できなくなった者で，所定の手続きを経た者は追試験を受験することができる。
- (2) 追試験は第一次募集検査実施後合格発表までの期間に第一次募集と同じ方法で実施し，合格者の発表については，第一次募集の合格発表と同時に行う。

6 第二次募集について

- (1) 第一次募集の合格発表の時点で募集定員が満たされていない高等学校の課程，学科・コースについては，第二次募集を行うものとする。
- (2) 選抜は，調査書のみの審査，あるいは調査書に，第二次募集の学力検査，面接，実技（体育及び美術に関する学科の場合），作文のいずれか一つ又は複数の結果を合わせた総合的な審査により行う。
- (3) 選抜資料の配点等については，各高等学校が定め，あらかじめ公表する。

7 調査書について

様式については別紙のとおりとする。

8 出願希望調査について

(1) 調査の実施

県内公立高等学校を志願する者について，希望する高等学校ごとに第1希望生徒数を調査する。出願希望できる高等学校は，一人1校とし，課程及び学科・コースについては一つに限る。

(2) 結果の公表

調査は1月中旬に実施し，県内公立高等学校ごとの出願希望者数を公表する。

9 導入時期

平成32年度入学者選抜から実施する。

調査書の様式例

(平成32年度入学者選抜用)

調査書

ふりがな		性別	
氏名			
生年月日	平成 年 月 日生		
卒業年月	平成 年 月		

調査書等作成委員会	
記載責任者印	

受験番号	※No.
------	------



記載内容に誤りがないことを証明します。

平成 年 月 日

学 校 名

校 長 氏 名

印

1 各教科の学習の記録					
教科	学年	1	2	3	※
	国語				
社会					
数学					
理科					
外国語					
音楽					
美術					
保健体育					
技術・家庭					

4 特別活動等の記録	
① 学級活動 ② 生徒会活動 ③ 学校行事 ④ その他	

2 総合的な学習の時間の記録	

5 スポーツ活動、文化活動、社会活動、ボランティア活動等の記録	

3 行動の記録	
基本的な生活習慣	思いやり・協力
健康・体力の向上	生命尊重・自然愛護
自主・自律	勤労・奉仕
責任感	公正・公平
創意工夫	公共心・公德心

6 欠席の状況			
学年	事項	欠席日数	事由
1			
2			
3			

7 特記事項(校外での活動を含む)	

※No.
